

議案第 37 号

東郷町個人番号の利用に関する条例の一部改正について

東郷町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 5 月 30 日提出

東郷町長 石 橋 直 季

説 明

この案を提出するのは、地方公共団体情報システムの標準化に伴い必要があるからである。

東郷町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

東郷町個人番号の利用に関する条例（平成27年東郷町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「別表第1」を「別表」に、「、別表第2の左欄に掲げる機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び町の機関が第3項の規定により利用特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用して」を「及び町の機関が」に改め、同条第2項中「別表第2」を「別表」に、「中欄」を「右欄」に、「同表の右欄に掲げる」を「当該事務を処理するために必要な」に改める。

別表第2を削り、別表第1に次のように加え、同表を別表とする。

9 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

地方公共団体情報システムの標準化に伴い必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 個人番号を利用する町独自利用事務に、住登外者の情報の管理に関する事務を加えること。（別表関係）
- (2) その他所要の規定を整備すること。

3 施行期日

公布の日から施行すること。